

長門市中期財政見通し

(平成 21 年度改定版)

平成 21 年 11 月

長 門 市

目 次

はじめに.....	1
1 財政状況の分析	2
(1) 人口.....	2
(2) 収支の状況(普通会計).....	2
(3) 歳入(普通会計).....	3
(4) 歳出(普通会計).....	4
2 今後の財政見通し.....	7
(1) 試算にあたっての前提条件.....	7
(2) 財政の収支見通し.....	8
3 将来にわたって持続可能な財政運営	10
(1) 市財政の課題	10
(2) 財政健全化の基本的な考え方	11
(3) 財政健全化の具体的な取り組み	12
用語解説.....	16

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、財政健全化団体と判断される数値となる財政健全化判断比率及び資金不足比率が平成 20 年度決算数値から適用されることとなりました。

本市の平成 20 年度決算に係る健全化判断比率や資金不足比率は、早期健全化基準内ではありましたが、実質公債費比率は 15.4%で前年度に比べ 0.9 ポイント上昇しており、厳しい財政状況を反映しております。また、歳入の多くを地方交付税や地方譲与税に依存している状況で、基金残高も前年度に比べ減少しており、慢性的な財源不足は深刻な状況にあることから、財政危機の克服が喫緊の課題となっています。

そこで、合併後の財政状況を分析し、財政の収支見通しを踏まえ、当面の課題を明確にして、財政健全化に向けた取り組みを進めていきます。そのためには、まず、職員一人ひとりが深刻な財政状況を明確に認識し、改革意識を持って職務にあたり、その上で市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、将来を見据えた財政基盤の確立を目指していきます。

1 財政状況の分析

(1) 人口

① 年齢別推計人口(3区分)

(単位:人、%)

		16年度 (推計人口)	17年度 (国勢調査)	18年度 (推計人口)	19年度 (推計人口)	20年度 (推計人口)
人口(10月1日現在)		41,710	41,127	40,559	39,958	39,271
	0~14歳	4,750	4,649	4,437	4,338	4,198
	15~64歳	24,286	23,486	23,254	22,626	22,018
	65歳以上	12,674	12,992	12,868	12,994	13,055
構成比	0~14歳	11.4	11.3	11.0	10.9	10.7
	15~64歳	58.2	57.1	57.3	56.6	56.1
	65歳以上	30.4	31.6	31.7	32.5	33.2

出典：山口県「推計人口」

② 住民基本台帳の人口及び世帯数(3月31日現在)

(単位:人、世帯)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人口	42,211	41,691	41,135	40,421	39,807
世帯数	16,059	16,157	16,205	16,215	16,166

(2) 収支の状況(普通会計)

(単位:百万円、%)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収支状況	歳入総額	24,542	23,349	22,619	20,632	20,290
	歳出総額	22,950	22,700	22,270	20,258	19,776
	歳入歳出差引(形式収支)	1,592	649	349	374	514
	翌年度へ繰越すべき財源	17	115	43	32	87
	実質収支	1,575	534	306	342	427
	単年度収支	1,575	▲ 1,041	▲ 229	35	85
	積立金	54	1,458	1	87	2
	繰上償還金				1	1
	積立金取崩し額	567	835	37		100
	実質単年度収支	1,062	▲ 418	▲ 265	123	▲ 12
参考	標準財政規模	12,751	13,045	12,913	12,669	12,785
	実質収支比率	12.4	4.1	2.4	2.7	3.3

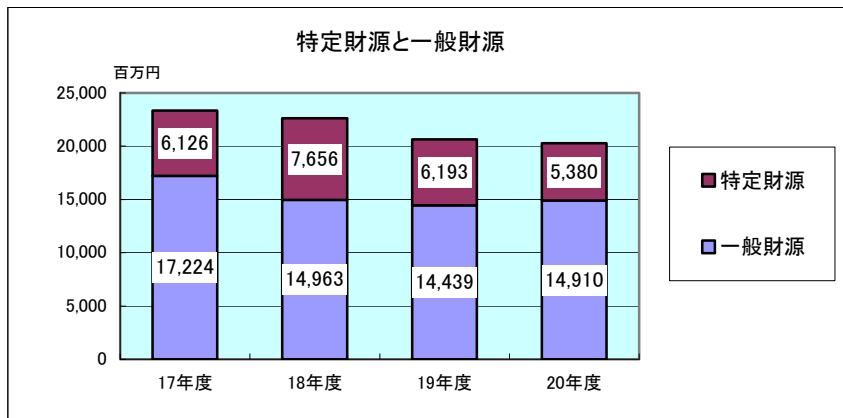
注)標準財政規模、実質収支比率は臨時財政対策債発行可能額を含めた数値

(3) 歳入(普通会計)

① 歳入の状況

(単位:百万円、%)

	17年度		18年度			19年度			20年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	伸率	決算額	構成比	伸率	決算額	構成比	伸率
市税	4,037	17.3	3,962	17.5	▲ 1.9	4,358	21.1	10.0	4,235	20.9	▲ 2.8
譲与税・交付金	1,102	4.7	1,211	5.4	9.9	851	4.1	▲ 29.7	791	3.9	▲ 7.1
地方交付税	8,545	36.6	8,293	36.7	▲ 2.9	8,047	39.0	▲ 3.0	8,216	40.5	2.1
普通交付税	7,454	31.9	7,293	32.2	▲ 2.2	7,125	34.5	▲ 2.3	7,319	36.1	2.7
特別交付税	1,091	4.7	1,000	4.4	▲ 8.3	922	4.5	▲ 7.8	897	4.4	▲ 2.7
国県支出金	3,321	14.2	3,279	14.5	▲ 1.3	3,071	14.9	▲ 6.3	3,312	16.3	7.8
市債	2,301	9.9	3,742	16.5	62.6	2,469	12.0	▲ 34.0	1,411	7.0	▲ 42.9
繰入金	997	4.3	37	0.2	▲ 96.3				452	2.2	皆増
分担金・負担金	74	0.3	72	0.3	▲ 2.7	81	0.4	12.5	64	0.3	▲ 21.0
使用料・手数料	641	2.7	654	2.9	2.0	718	3.5	9.8	730	3.6	1.7
繰越金	1,592	6.8	649	2.9	▲ 59.2	349	1.7	▲ 46.2	374	1.8	7.2
その他	740	3.2	720	3.2	▲ 2.7	688	3.3	▲ 4.4	705	3.5	2.5
歳入合計	23,350	100.0	22,619	100.0	▲ 3.1	20,632	100.0	▲ 8.8	20,290	100.0	▲ 1.7



② 市税の状況

(単位:百万円、%)

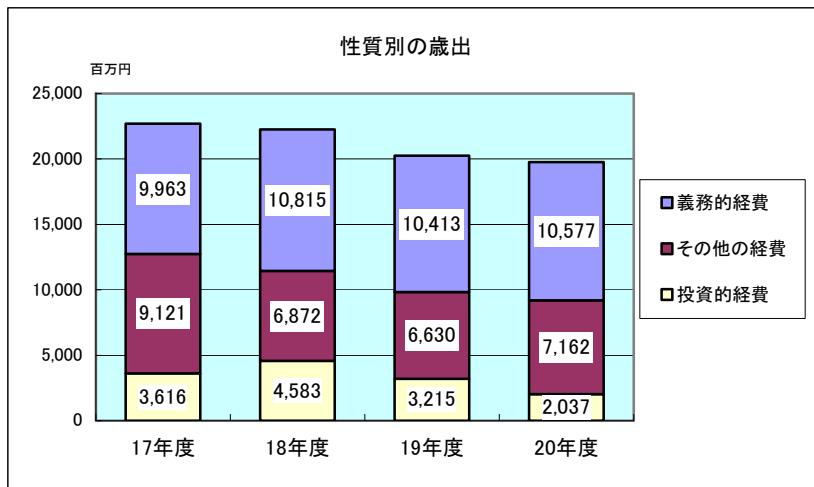
		17年度		18年度		19年度		20年度	
		決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率	決算額	伸率
市民税	個人	1,082	7.5	1,164	28.3	1,494	28.3	1,457	▲ 2.4
	法人	249	▲ 1.5	245	9.4	268	9.4	216	▲ 19.5
固定資産税		2,117	▲ 6.3	1,985	1.7	2,019	1.7	2,004	▲ 0.8
軽自動車税		85	0.5	85	4.5	89	4.5	89	▲ 0.2
市たばこ税		220	▲ 0.9	218	▲ 1.4	215	▲ 1.4	204	▲ 5.3
(普通税)		3,753	▲ 1.5	3,697	10.5	4,085	10.5	3,970	▲ 2.8
入湯税		48	▲ 3.2	46	3.4	48	3.4	45	▲ 7.3
都市計画税		236	▲ 7.5	219	3.0	225	3.0	220	▲ 2.1
(目的税)		284	▲ 6.7	265	3.0	273	3.0	265	▲ 3.0
合計		4,037	▲ 1.9	3,962	10.0	4,358	10.0	4,235	▲ 2.8

(4) 歳出(普通会計)

① 性質別歳出の状況

(単位:百万円、%)

	17年度		18年度			19年度			20年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	伸率	決算額	構成比	伸率	決算額	構成比	伸率
人件費	4,608	20.3	5,330	23.9	15.7	4,960	24.5	▲ 6.9	4,892	24.7	▲ 1.4
扶助費	2,061	9.1	2,113	9.5	2.5	2,124	10.5	0.5	2,171	11.0	2.2
公債費	3,294	14.5	3,372	15.1	2.4	3,329	16.4	▲ 1.3	3,514	17.8	5.6
(義務的経費)	9,963	43.9	10,815	48.6	8.6	10,413	51.4	▲ 3.7	10,577	53.5	1.6
物件費	2,682	11.8	2,491	11.2	▲ 7.1	2,376	11.7	▲ 4.6	2,369	12.0	▲ 0.3
維持補修費	163	0.7	181	0.8	11.0	149	0.7	▲ 17.7	145	0.7	▲ 2.7
補助費等	1,546	6.8	1,468	6.6	▲ 5.0	1,426	7.0	▲ 2.9	1,870	9.5	31.1
繰出金	2,450	10.8	2,442	11.0	▲ 0.3	2,455	12.1	0.5	2,633	13.3	7.3
積立金	2,139	9.4	157	0.7	▲ 92.7	89	0.4	▲ 43.3	6	0.0	▲ 93.3
投資・出資金・貸付金	141	0.6	133	0.6	▲ 5.7	135	0.7	1.5	139	0.7	3.0
(その他の経費)	9,121	40.2	6,872	30.9	▲ 24.7	6,630	32.7	▲ 3.5	7,162	36.2	8.0
普通建設事業費	3,498	15.4	4,500	20.2	28.6	3,173	15.7	▲ 29.5	1,999	10.1	▲ 37.0
災害復旧事業費	118	0.5	83	0.4	▲ 29.7	42	0.2	▲ 49.4	38	0.2	▲ 9.5
(投資的経費)	3,616	15.9	4,583	20.6	26.7	3,215	15.9	▲ 29.8	2,037	10.3	▲ 36.6
歳出合計	22,700	100.0	22,270	100.0	▲ 1.9	20,258	100.0	▲ 9.0	19,776	100.0	▲ 2.4



プライマリーバランス(基礎的財政収支)

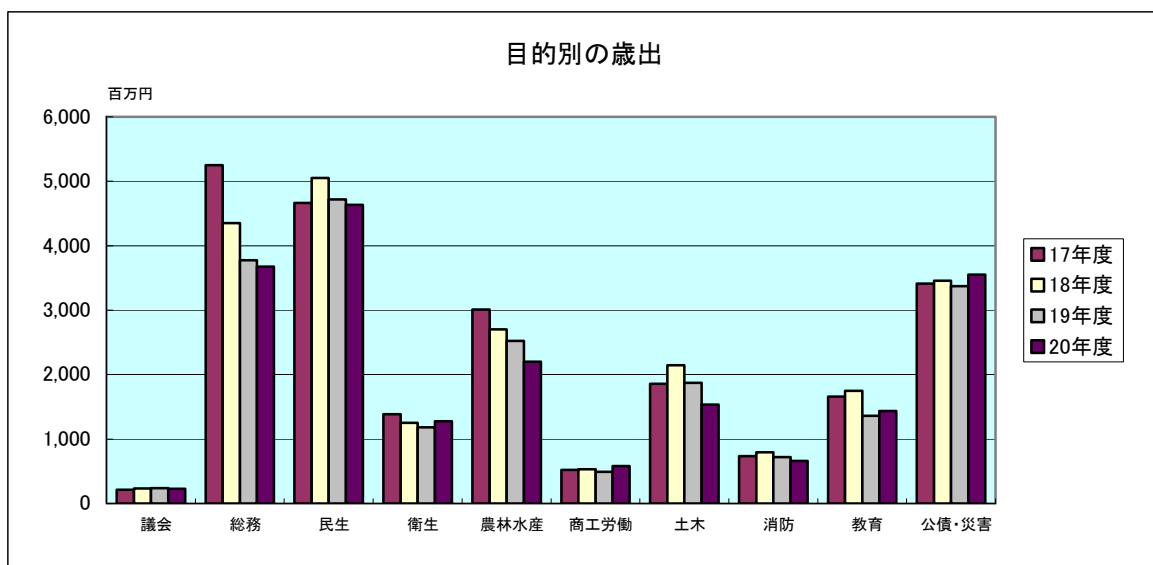
(単位:百万円)

	17年度	18年度	19年度	20年度
市債 A	2,301	3,742	2,469	1,411
公債費 B	3,294	3,372	3,329	3,514
プライマリーバランス B - A	993	▲ 370	860	2,103

② 目的別歳出の状況

(単位:百万円、%)

	17年度		18年度			19年度			20年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	伸率	決算額	構成比	伸率	決算額	構成比	伸率
議会費	215	0.9	234	1.1	8.8	240	1.2	2.6	230	1.2	▲ 4.2
総務費	5,248	23.1	4,351	19.5	▲ 17.1	3,776	18.6	▲ 13.2	3,676	18.6	▲ 2.6
民生費	4,662	20.5	5,053	22.7	8.4	4,719	23.3	▲ 6.6	4,633	23.4	▲ 1.8
衛生費	1,384	6.1	1,254	5.6	▲ 9.4	1,183	5.8	▲ 5.7	1,276	6.5	7.9
労働費	23	0.1	20	0.1	▲ 13.0	17	0.1	▲ 15.0	12	0.1	▲ 29.4
農林水産業費	3,009	13.3	2,704	12.1	▲ 10.1	2,525	12.5	▲ 6.6	2,198	11.1	▲ 13.0
商工費	500	2.2	511	2.3	2.2	473	2.3	▲ 7.4	569	2.9	20.3
土木費	1,857	8.2	2,144	9.6	15.5	1,872	9.2	▲ 12.7	1,533	7.8	▲ 18.1
消防費	733	3.2	797	3.6	8.7	722	3.6	▲ 9.4	662	3.3	▲ 8.3
教育費	1,657	7.3	1,747	7.8	5.4	1,360	6.7	▲ 22.2	1,435	7.3	5.5
災害復旧費	118	0.5	83	0.4	▲ 29.7	42	0.2	▲ 49.4	38	0.2	▲ 9.5
公債費	3,294	14.5	3,372	15.1	2.4	3,329	16.4	▲ 1.3	3,514	17.8	5.6
歳出合計	22,700	100.0	22,270	100.0	▲ 1.9	20,258	100.0	▲ 9.0	19,776	100.0	▲ 2.4



(5) 財政指標(普通会計)

(単位:百万円、%)

		17年度	18年度	19年度	20年度				
基準財政収入額		3,737	3,864	3,854	3,847				
基準財政需要額	合併算定替	11,192	11,153	10,997	11,168				
	一本算定	9,783	9,777	9,557	9,654				
標準税収入額等		4,849	4,965	4,950	4,910				
標準財政規模(臨時財政対策債を含む)		13,045	12,913	12,669	12,785				
財政力指数(3ヶ年平均)		0.36	0.38	0.39	0.40				
実質収支比率		4.1	2.4	2.7	3.3				
経常収支比率		88.2	92.1	92.2	97.5				
経常一般財源等比率		100.6	100.1	100.6	99.4				
公債費負担比率		17.2	20.1	21.8	22.2				
公債費比率		15.3	15.5	16.9	18.0				
起債制限比率		11.0	10.0	10.1	11.4				
積立金現在高	財政調整	776	739	826	728				
	減債	83	83	83	84				
	特定目的	1,006	1,164	1,165	864				
地方債現在高		29,751	30,668	30,347	28,769				
	うち政府資金	19,380	19,180	18,480	17,462				
債務負担行為額 (支出予定額)	物件等購入		55	52	49				
	その他	2,365	2,384	1,999	1,708				
	実質的なもの								
土地開発基金現在高		962	962	762	762				
市税徴収率 (現年・計)	合計	97.4	85.9	97.3	85.5	97.3	87.3	96.9	87.2
	市町村民税	98.1	89.0	98.4	90.0	97.9	91.8	97.9	92.2
	固定資産税	96.6	82.7	96.4	81.2	96.5	82.8	95.8	82.5
健全化判断比率	実質赤字比率					-		-	
	連結実質赤字比率					-		-	
	実質公債費比率		14.3	14.7	14.5	15.4			
			(14.1)	(14.7)	(14.7)	(17.0)			
将来負担比率					165.1		160.5		

注) 実質公債費比率の()内の数値は単年度の数値

(参考) 健全化判断比率に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	市区町村:財政規模に応じ11.25%~15% (長門市:12.97%)	市区町村:20%
連結実質赤字比率	(長門市:17.97%)	市区町村:30%
実質公債費比率	市区町村:25%	市区町村:35%
将来負担比率	市区町村:350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

2 今後の財政見通し

国における政権交代等財政運営を取り巻く状況は常に変化しており、将来を正確に推測することは困難ですが、一定の条件のもとで中期的な財政見通しを立てることは、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、行政サービスを中長期的・安定的に提供をするためにも、極めて重要と考えます。

(1) 試算にあたっての前提条件

① 対象会計区分

普通会計を対象とし、平成 21 年度決算見込をベースに試算します。

② 計画期間

平成 21 年度（2009）から平成 25 年度（2013）までの 5 年間とします。

③ 積算の前提条件

区 分		算定にあたっての考え方	
歳入	市税	平成 21 年度決算見込額をベースに税目ごとに試算した。	
	譲与税・交付金	平成 21 年度決算見込額をベースに同額として試算、減収補てん特例交付金については、自動車取得税交付金減収分を加味した。	
	地方交付税	平成 21 年度の決算見込み額をベースに試算、普通地方交付税の地域雇用創出推進費算定分は 22 年度までとした。	
	国・県支出金	平成 21 年度をベースに、歳出に連動させて試算	
	市債	建設事業債については、投資的経費の財源と連動させて試算	
	その他	平成 21 年度決算見込額をベースに試算	
歳出	義務的経費	人件費	平成 21 年度決算見込額をベースに、退職者の推移などを見込んで試算
		扶助費	平成 21 年度決算見込額をベースに試算
		公債費	既発行分については、償還計画に基づき算出、今後発行分については、投資的経費の財源に連動して試算
	投資的経費	大規模事業費については、事業計画に基づき試算、その他の事業費については、平成 21 年度決算見込額と同規模として試算	
	その他の経費	平成 21 年度決算見込額をベースに試算	

(2) 財政の収支見通し

中期財政収支見通し(普通会計)

(単位:百万円、%)

区分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	
歳入	市税	4,078	▲ 3.7	4,109	0.8	4,102	▲ 0.2	4,053	▲ 1.2	4,046	▲ 0.2
	譲与税・交付金	780	▲ 1.4	771	▲ 1.2	771	0.0	753	▲ 2.3	753	0.0
	地方交付税	8,383	2.0	8,332	▲ 0.6	8,112	▲ 2.6	8,112	0.0	8,112	0.0
	国県支出金	4,138	24.9	2,523	▲ 39.0	2,484	▲ 1.5	2,520	1.4	2,701	7.2
	市債	2,265	60.5	2,584	14.1	2,647	2.4	2,318	▲ 12.4	2,725	17.6
	繰入金	115	▲ 74.6								
	その他	1,941	3.6	1,388	▲ 28.5	1,360	▲ 2.0	1,341	▲ 1.4	1,337	▲ 0.3
	合計 (a)	21,700		19,707		19,476		19,097		19,674	
歳出	義務的経費	10,148	▲ 4.1	9,909	▲ 2.4	9,949	0.4	9,880	▲ 0.7	10,192	3.2
	人件費	4,458	▲ 8.9	4,167	▲ 6.5	4,182	0.4	4,129	▲ 1.3	4,313	4.5
	扶助費	2,163	▲ 0.4	2,206	2.0	2,250	2.0	2,295	2.0	2,341	2.0
	公債費	3,527	0.4	3,536	0.3	3,517	▲ 0.5	3,450	▲ 1.7	3,538	2.4
	投資的経費	4,189	105.6	3,281	▲ 21.7	3,183	▲ 3.0	2,815	▲ 11.6	3,360	19.4
	その他の経費	7,033	▲ 1.8	6,879	▲ 2.2	6,988	1.6	6,762	▲ 3.2	6,789	0.4
	物件費	2,414	1.9	2,465	2.1	2,428	▲ 1.5	2,391	▲ 1.5	2,389	▲ 0.1
	補助費等	1,454	▲ 22.2	1,347	▲ 7.4	1,493	10.8	1,304	▲ 12.7	1,333	2.2
	繰出金	2,767	5.1	2,767	0.0	2,767	0.0	2,767	0.0	2,767	0.0
	その他	398	37.2	300	▲ 24.6	300	0.0	300	0.0	300	0.0
	合計 (b)	21,370		20,069		20,120		19,457		20,341	

要調整額 (a - b)	330	▲ 362	▲ 644	▲ 360	▲ 667
--------------	-----	-------	-------	-------	-------

基金残高(年度末)	1,839	1,477	833	473	▲ 194
-----------	-------	-------	-----	-----	-------

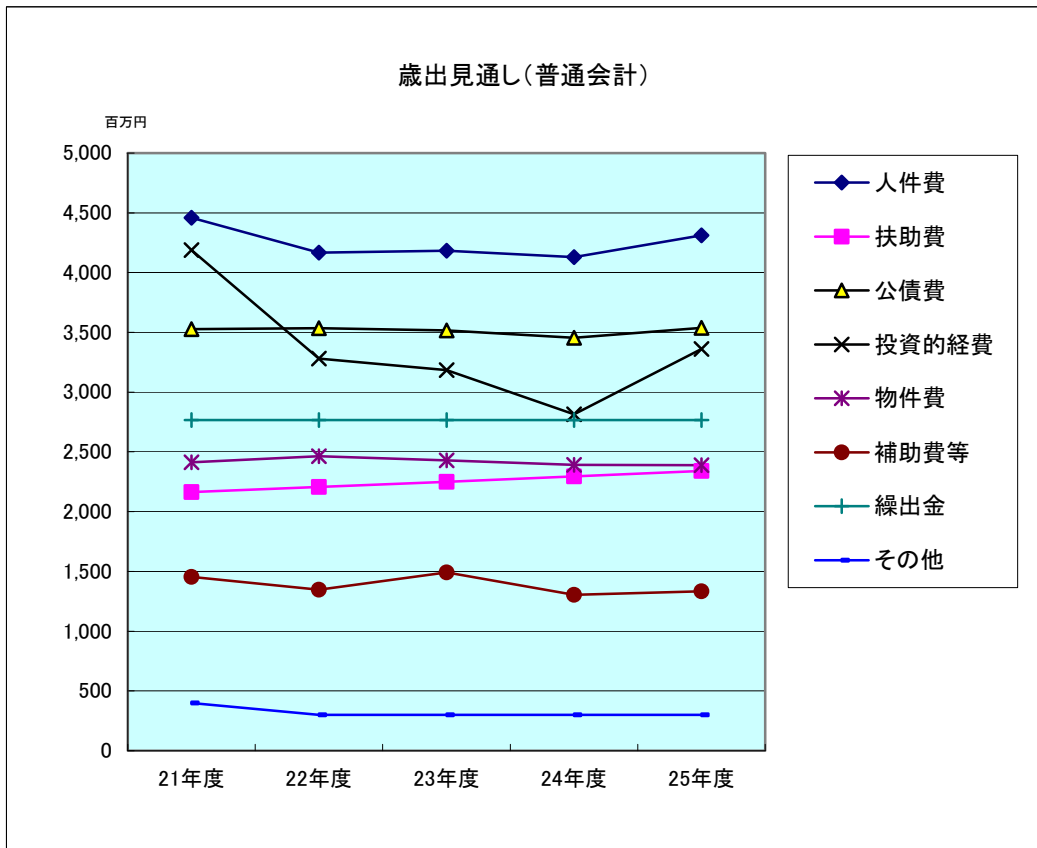
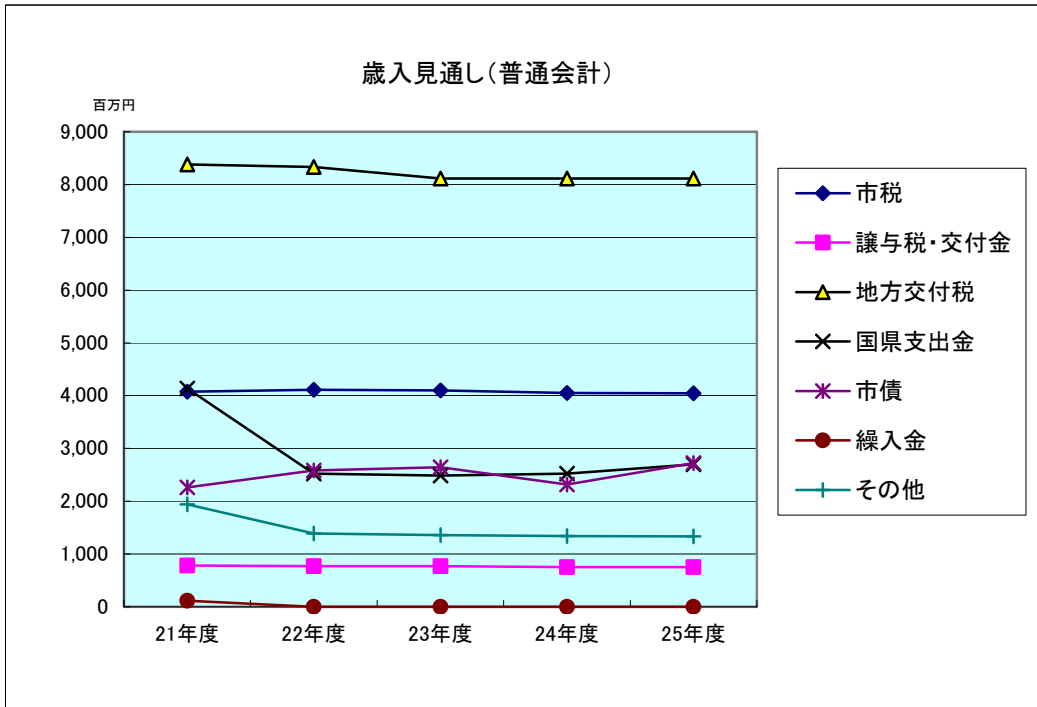
注 1) 4基金残高 = 財政調整基金 + 減債基金 + 職員退職手当基金 + 地域福祉振興基金

注 2) 21年度要調整額(剰余金)330百万円は基金残高に含む。

プライマリーバランス (公債費 - 市債)	1,262	952	870	1,138	813
--------------------------	-------	-----	-----	-------	-----

※ 都市計画税 215百万円を控除した場合

要調整額 (a - b)		▲ 577	▲ 859	▲ 575	▲ 882
基金残高(年度末)		1,262	403	▲ 172	▲ 1,054



3 将来にわたって持続可能な財政運営

平成 21 年度の決算見込は、市税は景気動向を反映して減収見込であるものの、一般財源の多くを占める地方交付税で地域雇用創出推進費の創設により増額となっている。また、投資的経費では、大規模事業である学校給食センター建設費を計上したものの、国の経済対策事業として生活対策及び経済危機対策臨時交付金事業が配分されたため、これへの事業振替等から、3 億 3 千万円の剰余金を見込んでおります。

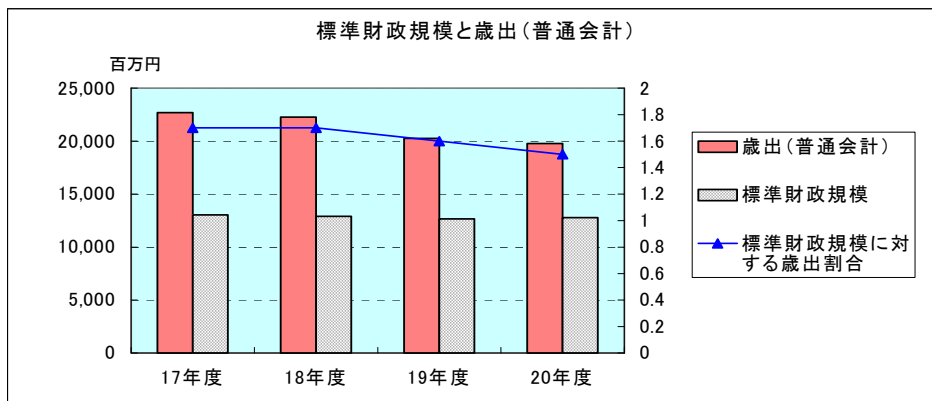
しかし、これはあくまでも臨時的措置によるものであり、今後の予算編成にあたっては、深川小改築事業、ごみ焼却場建設等大型事業を控えていることから、厳しい財源不足が予想されます。

そこで、今後の財政運営にあたっては、「財政状況の分析」と「中期財政見通し」を踏まえ、市財政の課題を明確にした上で、効果的な対策を早急に推進する必要があります。

(1) 市財政の課題

① 慢性的な財源不足を解消するには、歳入に見合った歳出構造への転換が必要です。

人口が減少する中で、扶助費は、高齢化の進展や少子化対策で増加が避けられない状況にあります。また、市税の大きな伸びは期待できず、更に基金も減少している状況から、新たな財政需要に柔軟に対応できない構造となっています。



注) 標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含めた数値

② 継続すべき事業と見直すべき事業を、施策体系の視点から仕分ける事業の見直しが必要です。

限られた財源を有効に活用し、効率的で効果的な事業を選択するには、財源を重点的に配分する「選択と集中」がいままで以上に必要となります。また、投資的経費や特定分野の見直しだけで財政健全化を図ることは困難な状況にあり、聖域を設けず、あらゆる分野での見直しが必要となっています。

③ 大型事業を市債で対応する場合には、資金繰りと償還能力の視点からの検討が必要です。

単年度における財政運営の平準化のためには、市債の活用が有効となりますが、同時に高い水準で推移している公債費の増大を招く可能性があります。そこで、後年度の資金繰りにおける財政負担を軽減するため、計画的な市債の発行を行っていくことが不可欠となっています。

(2) 財政健全化の基本的な考え方

① 財政健全化の必要性

- ・ 現状では、一般財源の伸びは期待しがたいことから、経営改革プランに基づき歳出の削減に取り組んでいますが、一時的な収支の均衡の達成だけでなく、これまでの財政構造を改革し、身の丈にあった財政規模とする必要があります。

② 基本的な視点

最小のコストで最大のサービスを目指す

- ・ 地方自治法第2条第14項において、地方自治の運営に当たっては「最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされています。このことは費用対効果を常に意識すべきということであり、職員が投資的事業や住民サービスに取り組む際の行動指針となります。

施策の範囲や水準を見直す

- ・ 今後の収支見通しでは、歳入のうち、地方交付税、国・県支出金、地方譲与税、地方債といった依存財源は7割を超える見込みです。依存財源は、国・県の定める基準で意思決定されることから、自主財源の少ない本市としては、必然的に厳しい財政運営を行うこととなります。そこで、施策の実施に当たっては、その範囲や水準を調整しながら優先順位を明確にし、限られた財源での行政運営を効率的に進める必要があります。

③ 目標

収支の均衡と財政構造の改革

- ・ 本市の財政構造において、主要な財源である地方交付税が臨時的な措置を除くと減少していること、高齢化や少子化の対策にかかる福祉経費が増加する状況にあっては、投資的経費だけでなく、一般行政経費も徹底した見直しを行い、収支の均衡を図りながら財政規模を縮小し、可能な限り基金の造成を行います。

市債の借入額を圧縮

- ・ ある程度の市債の活用は必要であるものの、償還期間の延期や地方債への充当率を高めていると、償還能力が硬直化します。そこで、建設公債であっても、償還能力を見極めた計画的な市債の借入れを行い、更には将来の資金繰りにも配慮した財政運営を目指します。

(3) 財政健全化の具体的な取り組み

① 内部努力

人件費総額の抑制

- 平成 18 年 3 月に策定した経営改革プランに基づき、4 年間で 50 人の職員定数の削減を予定し、3 年目の平成 20 年度には、計画を上回る削減となっております。また、今年度新たな経営改革プランの策定を予定しておりますが、定数削減に当たっては、業務量の把握を行い、それに基づく職員の適正配置をしながら、組織の効率化を進める必要があります。こうした定員適正化の取り組みによって、歳出の中で大きなウエイトを占める人件費総額の抑制を推進します。

○ 定員適正化の状況(経営改革プランと実績)

(単位:人)

		H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	合計
計画	経営改革プラン	612	602	595	575	562	
	増減	▲10	▲7	▲20	▲13		▲50
実績	職員数	611	584	568	548		
	増減	▲27	▲16	▲20			▲63

繰出金等の抑制

- 特別会計や企業会計は、一般会計以上に事業運営の健全化が不可欠です。平成 20 年度決算審査意見書で監査委員からも、義務的繰出しである医療事業を除く事業会計については、「独立採算経営を原則とし、原価・単価意識をもって合理的・効率的な事業展開をされるように」と指摘されており、受益者負担の適正化の観点から、一定期間ごとに使用料等の見直しを行うとともに、経営努力によるコスト縮減や業務の効率化に努めます。

○ 公営企業会計への繰出金等の状況

(単位:千円)

		18年度	19年度		20年度	
		金額	金額	増減	金額	増減
公営企業会計 (法非適)	観光施設事業	35,340	30,144	▲ 5,196	127,983	97,839
	下水道事業	1,054,004	1,035,436	▲ 18,568	999,500	▲ 35,936
	公共下水道事業	551,147	566,084	14,937	538,451	▲ 27,633
	農業集落排水事業	417,495	392,756	▲ 24,739	383,905	▲ 8,851
	漁業集落排水事業	85,362	76,596	▲ 8,766	77,144	548
	駐車場整備事業	168	194	26	廃止	皆減
公営企業会計 (法適)	上水道事業	252,494	210,197	▲ 42,297	198,365	▲ 11,832
	負担金	4,053	7,220	3,167	3,206	▲ 4,014
	補助金	237,416	189,747	▲ 47,669	180,459	▲ 9,288
	出資金	11,025	13,230	2,205	14,700	1,470
合計		1,342,006	1,275,971	▲ 66,035	1,325,848	50,071

経常的経費の見直し

- ・ 維持管理費や事務経費などの一般行政経費については、これまでも削減を行ってきたところですが、より効率的な執行体制の確立など、なお一層の削減を図っていく必要があります。
- ・ 特に施設については、老朽化している施設が多くあることで、財政硬直化の要因となる維持管理費の増加が予想され、施設の統廃合を検討しながら、運営コストの削減に努めます。また、現行の施設を有効に活用するため、計画的な修繕や適切な保守を進めるものとします。

② 施策の見直し

類似事業の整理と費用対効果の徹底

- ・ 行政評価システムによる施策等の評価と検証により、類似事業の整理について検討を行うとともに、事業の存廃を含めた根本的な見直しを行い、費用対効果の視点から施策の再構築に取り組むことで、経常経費の圧縮を図るものとします。

普通建設事業の厳選

- ・ 投資的経費については、市債が主要な財源となっていますが、将来における償還能力と資金繰りを考慮しながら、普通建設事業費の厳選を行う必要があります。
- ・ 継続事業についても、事業の進捗度に応じて、着工の先送りや規模の縮小を行っていく必要があります。また、改築も、事業の緊急性や必要性等を考慮の上、必要最小限にとどめます。

扶助費の見直し

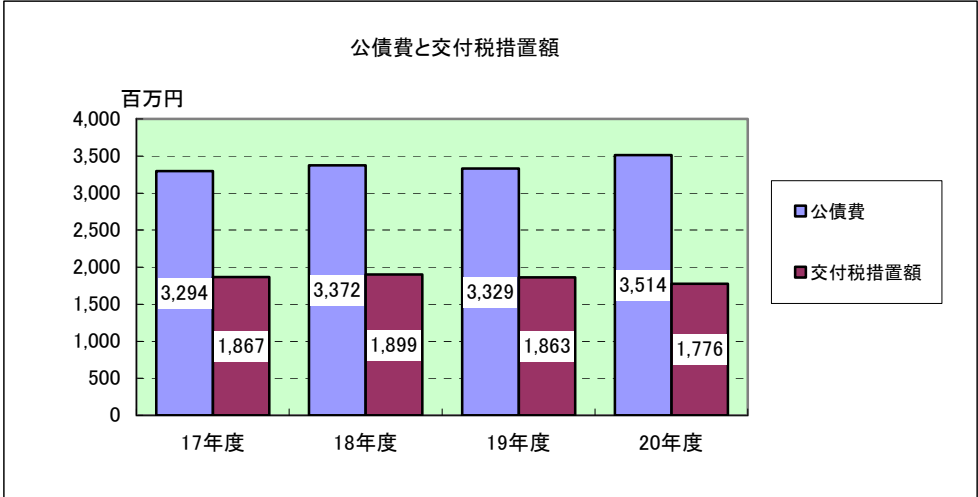
- ・ 扶助費は、高齢化の進展や少子化に対応した子育て支援の拡充等により、今後も増加していくことが見込まれます。
- ・ そこで、扶助費においても、国・県の基準に上乗せして実施している事業や、市単独で実施している事業は、その広範囲な福祉事業を体系的に整理し、施策の目的という原点に立ち返り、費用対効果の低いものについては廃止を含めた見直しを進めます。

補助金の見直し

- ・ 補助金は、事業費補助やサンセット方式を基本に、費用対効果が低いものや役割が終えたものは、補助団体の統廃合も含め個別に見直します。

市債発行及び残高の抑制

- 市債の活用により、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務付けられます。そのため、過度に市債に依存することは、将来の財政運営の健全性を保つ観点からは好ましいことではありません。
- そこで、市債の計画的な発行により、市債残高を抑制するとともに、借換え可能な金利の高い市債については、低い金利に借り換える等の起債管理を行っていきます。



※ 基準財政需要額に算入された元利償還金を「交付税措置額」としている。

基金の適切な活用

- 基金は、単年度の財源対策はもとより、計画的な財政運営を行うための貴重な財源であることから、基金本来の目的を踏まえた上で、適切な活用を行う必要があります。
- 本市では、厳しい財政環境の中で、これまで基金を取り崩して財政運営を行ってきましたが今後の財源不足に対応するための基金は、ほぼ底をつきます。このため事業の削減・縮小を図り、身の丈にあった財政規模を確立し、この効果により、適正規模の基金の確保に努めます。

③ 歳入確保

徴収対策

- 市税等の徴収対策については、平成 17 年度に徴収対策本部を立ち上げ、各年度で目標徴収率を定め、毎年、具体的な取り組みの見直しを図りながら推進していきます。

○ 徴収率向上の取り組み

(単位:%)

	実績徴収率				目標徴収率	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市税	85.9	85.5	87.3	87.2	90.5	91.0
国民健康保険料	79.7	79.6	78.0	71.0	81.0	82.0
介護保険料	96.7	96.2	95.3	94.7	96.5	96.7
後期高齢者医療保険料	-	-	-	98.9	99.0	99.0
保育料	94.1	93.4	93.9	94.0	96.5	97.0
下水道使用料等	87.4	87.2	86.7	85.3	90.0	90.0
農業集落排水使用料等	96.7	98.2	97.8	97.2	98.0	98.0
漁業集落排水使用料等	96.7	96.4	96.1	96.2	97.0	97.0
住宅使用料	87.1	87.2	87.2	86.6	91.5	92.0
ケーブルテレビ使用料	98.7	98.6	98.1	98.2	99.0	99.5
温泉配湯利用料	78.0	81.2	81.9	72.7	83.5	84.0
水道使用料	92.4	92.7	93.2	92.4	94.5	95.0
学校給食費	100.0	99.8	99.5	99.3	99.8	100.0

出典:「長門市徴収対策本部資料」平成 21 年 9 月

受益者負担の適正化

- 使用料及び負担金については、受益者負担の適正化の観点から、料金が原価と乖離しているものや特別措置として減免措置が講じられているもののうち、受益者負担の公平性を確保する必要があるものについては見直しを進めます。
- また、現行の事業で補助率が高率なものについても、市民負担の公平性を確保するため見直します。

市有財産の有効活用等

- 新地方公会計制度では、未利用財産の売却促進などの課題に対応するため、段階的な「公有財産台帳」の精緻化が求められています。当面は売却可能な資産（普通財産、用途廃止予定の行政財産）から行いますが、将来的にはすべての公有財産を時価評価の対象とすることが予想されていますので、各所管課において公有財産台帳の段階的な精緻化を進めていきます。
- 普通財産については、未利用地等の貸付による有効活用を積極的に進め、適正な貸付料の確保に努めます。また、具体的な利用計画のない遊休土地や不用な資産で、処分が可能なものは売却を推進します。

用語解説

用語	記載個所	解説
健全化判断比率	1	健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（略称「財政健全化法」）で新たに定められた、自治体財政の健全度を測る4つの財政指標である、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の総称
資金不足比率	1	資金収支比率とは、健全化判断比率と同じく、財政健全化法で新たに定められた、自治体が運営する公営企業の健全度を測る指標で、公営企業会計における資金の不足額の事業規模に対する割合
普通会計	2	普通会計とは、現実には存在しない会計で、現実に存在する「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」を合算した統計処理上の会計
実質収支	2	実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額など）を控除した決算額
標準財政規模	2	標準財政規模とは、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で行政を行うための標準的な一般財源の規模で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通交付税の算定時に算出
臨時財政対策債	2	臨時財政対策債とは、国から地方公共団体に分配する地方交付税が足りないため、その不足する財源の一部を、いったん地方公共団体に借金をしてまかなっておく市債のことで、その償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されます。
地方交付税	3	地方交付税とは、国税の一定割合を一定の基準で地方に再配分し、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するための交付金 この地方交付税には、普通交付税と特別交付税の2つがあり、普通交付税は国の基準に基づいて下記のとおり算出し、特別交付税は普通交付税には反映できなかった災害等の具体的な事情を考慮して交付 ≪計算式≫ 普通交付税 ≒ 基準財政需要額 - 基準財政収入額
扶助費	4	扶助費は、社会保障制度の一般として、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの各種法令に基づき、被扶養者に対してその生活を維持するために支出される経費及び単独で行っている各種扶助経費
公債費	4	公債費とは、市が借入れた地方債の元利償還金（繰上償還金を含む。）と一時借入金の利息の合計額

用語	記載 箇所	解 説
投資的経費	4	投資的経費とは、道路、橋梁、公園、学校、市営住宅の建設など、社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費
プライマリーバランス (基礎的財政収支)	4	プライマリーバランスは、財政状態を示す指標で、通常過去の市債(借金)の元利償還を除く歳出と、市債を除く歳入の関係を表す。プライマリーバランスが均衡している状態とは、過去の市債の元利償還を除く歳出が、市債を除いた税金などの歳入と一致している状態、すなわち、市債発行額と元利償還額が同額である状態
経常収支比率	6	経常収支比率とは、経常経費に充当された一般財源の、経常一般財源(地方税、普通交付税等)の総額に対する割合
実質公債費比率	6	実質公債費比率とは、地方債制度が「協議制度」に移行したことに伴い導入された指標。起債制限比率に算入されていない公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入 18%以上・・・ 許可制度による地方債発行 25%以上・・・ 一般事業債等の起債発行が制限
地域雇用創出推進費	7	現下の厳しい雇用失業情勢を考慮し、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう平成 21・22年度に限り地方交付税の新たな費目として創設
一般財源	10	一般財源とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源(市税、地方譲与税、地方交付税等)
依存財源	11	依存財源とは、国や県の意思によって定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入(地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、地方債)
自主財源	11	自主財源とは、市が自主的に収入しうる財源(市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入)
建設公債	11	建設公債とは、公共用施設又は公用施設の建設事業等の財源とするために発行される公債
新地方公会計制度	15	新地方公会計制度とは、地方自治体の現金主義、単式簿記に基づく現行の会計処理に、発生主義、複式簿記といった企業会計的手法を導入するもので、財政の透明性を高めることが期待できる制度